平成２３年（フ）第１９５号
広島県呉市朝日町14番４―301号
債務者　児玉　文恵（旧姓広瀬・長野）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県豊岡市泉町18番31号
債務者　田村印刷こと　田村　昭延
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第９４６号
千葉県松戸市栄町西１丁目843番地の１
ボ・ヌール大栄205号
債務者　澤井かおる（旧姓高見）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５７号
千葉県松戸市三矢小台２丁目９番地の２　斉藤マンション302号
債務者　ミーヤ　シャヒッド　アハメッド
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６１号
千葉県松戸市西馬橋広手町38番地の１
ニューパレス馬橋201号
債務者　新城　通利
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６４号
千葉県松戸市小山196番地の５　ハナザワハイツ202号
債務者　伊藤　一彦
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７１号
千葉県松戸市根本57番地の１
債務者　直江　昌俊
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７７号
千葉県松戸市仲井町１丁目11番地の11　ジュネパレス松戸第47―104号
債務者　大嶋　　隆
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺６丁目８番29―110号
債務者　郷田　林子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３号
山口県岩国市藤生町５丁目７番37号
債務者　藤中　光成
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８６号
山口県岩国市周東町下久原603番地16
債務者　正木万理子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３９号
山口県岩国市錦見８丁目14番28号
債務者　鶴長　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１号
山口県柳井市中央３丁目９番１―404号
債務者　髙橋　初子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２号
山口県大島郡周防大島町大字土居1465番地
債務者　鎌田栄治郎
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３５８号
神戸市垂水区上高丸３丁目18番24―303号
債務者　荒田　弘三
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５９号
神戸市垂水区上高丸３丁目18番24―303号
債務者　荒田　麗美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６０号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3936番地
債務者　内倉　敬子（旧姓小隈）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地1309　メゾン大山２階、前住所北海道勇払郡安平町遠浅713番地89
債務者　荒谷　　誉
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係